

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の7第1項に規定する教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、措法第10条の7第2項に規定する中小企業者の教育訓練費に係る所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。</p> <p>(2) 「⑤」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の金額をいい、措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、電子証明書等特別控除（措法41の19の3）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年分の教育訓練費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り上げます。</p> <p>(4) 「⑬」欄には、「⑫」欄の金額を適用年の開始の前日2年以内に開始した各年の数で除して計算した金額を記載します。</p> <p>なお、上記(3)の場合には、「各年の数」は「1」とします。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の7第1項</p>	<p style="text-align: center;">教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の7第1項に規定する教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、措法第10条の7第2項に規定する中小企業者の教育訓練費に係る所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される教育訓練費の額（教育訓練費に充てるために他の者から支払を受ける金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。</p> <p>(2) 「⑤」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の金額をいい、措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑩」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年分の教育訓練費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り上げます。</p> <p>(4) 「⑬」欄には、「⑫」欄の金額を適用年の開始の前日2年以内に開始した各年の数で除して計算した金額を記載します。</p> <p>なお、上記(3)の場合には、「各年の数」は「1」とします。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第10条の7第1項</p>